



経理の窓10月号

平成26年10月1日号

平成26年もあと3ヶ月になりました。これから迎える繁忙期に備えて、
PDCA「プラン、ドゥー、チェック、アクション」で、業務の効率化を図りたいと思います。

今月の税務

法人税 : 8月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第3期分の納付

生産性向上設備投資促進税制の概要

青色申告書を提出する法人が、一定の生産性向上が認められる設備投資をした場合に、特別償却(即時償却)又は税額控除を認める制度です。

生産性向上設備には、2つのタイプがあります。

A:「先端設備を導入した場合」

B:「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を導入した場合」

この減税措置を活用するには、要件等を十分に確認する必要があります。

【税制措置】

平成26年1月20日～平成28年3月31日分

即時償却 又は 税額控除5% (建物・構築物は3%)

平成28年4月1日～平成29年3月31日分

特別償却50% (建物・構築物は25%) 又は 税額控除4% (建物・構築物は2%)

【取得価額要件】

機械装置 : 一台又は一基の取得価額が160万円以上

工具器具備品 : 一台又は一基の取得価額が30万円以上かつ合計120万円以上

建物 : 一の取得価額が120万円以上

建物附属設備 : 一の取得価額が60万円以上かつ合計120万円以上

構築物 : 一の取得価額が120万円以上

ソフトウェア : 一の取得価額が30万円以上かつ合計70万円以上 (中小企業者の取得のみ)

【要件】

A:先端設備 ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低取得価額以上

*工業会等の証明書が必要です。

B:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

①投資計画における年平均の投資利益率15%以上(中小企業者等は5%以上)

②最低取得価額以上

*設備取得前に、投資計画について経済産業局の確認を受ける必要があります。

【適用時期】

産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)以後に、特定生産性向上設備等の取得等をする法人の平成26年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

《中小企業者等の特定機械装置等のうち特定生産性向上設備を取得した場合》

平成26年1月20日から平成29年3月31日の期間内で、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものを取得し、指定事業の用に供した場合は

即時償却 又は **特別税額控除10%（特定中小企業者等以外は7%）** が適用できます。

* 特定中小企業者＝資本金または出資金の額が3,000万円以下の法人及び農業協同組合等

生産性向上設備投資促進税制の詳細は、国税庁のパンフレット「平成26年度法人税改正法令の改正の概要」に掲載されています。

《地方法人税が創設されました》

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は、一つの様式となりました。別表一（一）は、平二十六・十・一以後開始事業年度等分の様式を使用します。この様式により、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うこととなります。

なお、地方法人税の税額 = 課税標準法人税額 × 4.4% で計算します。

《平成26年度分の年末調整について》

◆年末調整で注意すること

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することになっています。

年末調整で、年調年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を計算します。

年調年税額 = 年調所得税額 × 102.1%（100円未満切捨て）

◆昨年と比べて変更になったこと

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済共同組合連合会（火災共済の再共済の事業を行う協同組合法）の締結した生命共済契約が加わりました。地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。この改正は、平成26年4月1日以後に支払う掛金について適用されます。

有限会社 た べ い 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>